

裁判の迅速化法に関する検討会報告書（案）

平成26年6月●日

(目 次)

第1	はじめに	1
第2	検討結果	2
1	迅速化の現状	2
(1)	迅速化法の意義, 位置づけ	2
(2)	民事事件の動向等	2
(3)	刑事事件の動向等	4
(4)	家事事件の動向等	5
(5)	諸外国の状況	7
(6)	その他の実情等	7
(7)	小括	8
2	迅速化に向けた取組	9
(1)	迅速化に向けた取組の意義, 位置づけ	9
(2)	民事事件に関する取組	9
(3)	刑事事件に関する取組	10
(4)	家事事件に関する取組	13
(5)	基盤整備に関するその他の取組例	14
(6)	小括	15
3	迅速化法の展望	17
(1)	迅速化法の基本的枠組みの必要性・重要性	17
(2)	最高裁判所による検証	17
(3)	迅速化法の存在意義	18
第3	おわりに	19

第1 はじめに

裁判の迅速化に関する法律（以下「迅速化法」という。）が平成15年7月16日に施行され、11年が経過しようとしている。この間、最高裁判所において、迅速化法第8条第1項に定める総合的、客観的かつ多角的な検証を行うべく、裁判の迅速化に係る検証に関する規則第1条に基づき、「裁判の迅速化に係る検証に関する検討会」が開催され、検証が行われてきたほか、関係諸機関において、迅速化に向けた種々の取組が行われてきたところである。

当検討会は、迅速化法附則第3項が、「政府は、この法律の施行後十年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」と規定していることを受け、法律実務家、学者、有識者等を構成員として（資料1「委員等名簿」を参照）、平成26年1月に法務省に設置されたものである。当検討会は、迅速化法施行後に最高裁判所において行われた上記検証の結果を主な題材として、迅速化法の施行の状況について、様々な観点から議論を行った（論点及び議論の経過については資料2「論点整理」及び資料3「裁判の迅速化法に関する検討会の開催状況」を参照）。

本報告書は、このような議論の結果を取りまとめ、公表するものであり、今後、裁判の迅速化に関わっていく方々に参考としていただくことを目的とするものである。

第2 検討結果

1 迅速化の現状

最高裁判所による検証結果に示された事件の動向及び傾向、審理期間の推移、長期化要因並びに社会的要因の分析から、迅速化法の意義、位置づけを踏まえ、迅速化の現状をどのように評価するか。

(1) 迅速化法の意義、位置づけ

ア 迅速化法は、第1条の目的規定の中で、公正かつ適正で充実した手続の下で裁判が迅速に行われることが不可欠であることを掲げている。その上で、第2条第1項において、第一審の訴訟手続については、2年以内のできるだけ短い期間内に終局させ、その他の裁判所の手続も、できるだけ短い期間内にこれを終局させるという目標を定め、充実した手続の実施とこれを支える制度及び体制の整備、すなわち、運用面における関係者の取組とこれを支える制度面・体制面の整備という総合的な方策を実施することによって裁判の迅速化を図るという基本的な枠組みを示している。

また、迅速化法第2条第2項においては、裁判の迅速化に係る制度及び体制の整備は、訴訟手続その他の裁判所における手続の整備、法曹人口の大幅な増加、裁判所及び検察庁の人的体制の充実、国民にとって利用しやすい弁護士の体制の整備等により行われるものとされている。

これらを受けて、迅速化法第3条と第4条は、裁判の迅速化を推進するため必要な施策を策定・実施する国の責務と、施策を実施するために必要な法制上又は財政上の措置等を講ずる旨の政府の責務をそれぞれ定めている。また、迅速化法第5条は、日本弁護士連合会（以下「日弁連」という。）が、国民による弁護士の利用を容易にするための弁護士の態勢の整備その他の弁護士の体制の整備に努めるものとする旨定めている。

こうした条文の構造から、迅速化法は、公正かつ適正で充実した裁判手続の実施を確保しつつ、裁判手続全体の一層の迅速化を図り、もって国民の期待に応える司法制度の実現に資することを目的とし、そのための制度・体制の整備等を支える基盤整備法としての性格を有していると考えられる。

イ 迅速化の現状については、このように、迅速化法が基盤整備法としての性格を有していることを踏まえて、適正・充実を前提とした迅速な手続とこれを支える制度・体制の整備の両面から、検討及び評価を行うのが相当である。

(2) 民事事件の動向等

ア 概況

(7) 新受件数

地方裁判所における民事第一審訴訟事件の新受件数は、簡易裁判所の事
物管轄の段階的引上げ等の制度的要因や経済情勢の影響を受けるものであ
るところ、長期的には増加傾向にある。とりわけ、平成18年以降は、過
払金返還請求訴訟（以下「過払金事件」という。）の影響で新受件数が急
増し、平成21年には23万5508件でピークを迎えたが、近時は、過
払金事件の減少に伴い、新受件数にも落ち着きが見られる（資料4【図1】
参照）。

(1) 平均審理期間

平均審理期間については、昭和48年に17.3か月でピークを迎えて
以降、長期的には短縮化する傾向にある。平成24年には、平均審理期間
は7.8か月となっており、約60%の事件が6か月以内に、約95%の
事件が2年以内に終局し、審理期間が2年を超える事件は5%弱にとどま
っている（資料4【図1】、【表6】参照）。2年超の未済事件は、昭和6
0年当時に2万7000件余りであったものが平成17年以降は6000
件から7000件程度で推移している（資料4【図7】参照）。

(ウ) 過払金事件の影響

この10年をみると、過払金事件の急激な増加が、裁判実務や審理期間
の統計数値等に大きな影響を与えていたといえる。

過払金事件の中には、比較的短期間で終局するものも多いため、過払金
事件が急増した平成18年以降、新受件数がピークを迎える平成21年ま
で、平均審理期間が短縮化した。その後、過払金事件の減少や、過払金
事件自体の中で当事者間での話し合いでの解決が困難な事件が増加したこ
などの影響により、平均審理期間に若干の長期化が見られる（資料4【図
1】参照）。また、過払金事件の影響を可能な限り取り除いた事件統計にお
いても、近時、若干の長期化傾向が見られる（資料4【図5】参照）。そ
の要因に関しては、事件の複雑・困難化という指摘がある。加えて、過払
金事件が急増したことに伴う裁判官の負担増により、過払金事件以外の事
件の審理に影響が及んだ側面も否定できないと思われる。

イ 実情等

(7) 事件の傾向

過払金事件を除く民事訴訟事件については、かなり多様化、複雑化、困
難化が進んでおり、一件一件の負担感が増してきている。

(1) 専門的な知見を要する事件

最近増加している専門的な知見を要する複雑困難事件^{*1}では、裁判所が、適切な事実認定や、責任の有無についての判断枠組みの適切な設定のため、専門的な知見や業界の慣行に関する知識を獲得、理解するのに相当な労力を要することがある。また、コンサルティング契約、アドバイザリー契約などの非典型契約に基づく報酬請求訴訟や債務不履行責任追及訴訟では、問題となる業務内容の確定のため契約締結交渉過程に遡って事実認定をする際、客観的証拠がなく、証拠収集に困難が生じるということもある。

(ウ) 親族間の紛争

長期化する事件類型の一つとして、親族間の紛争が挙げられる。高齢化の進行や家族観の変化が要因となっていると思われるが、これら事件も増加傾向にある。例えば、遺留分減殺請求訴訟などがその一つである。この種の事件では、親族間の激しい感情的な対立のために話し合いでの解決が困難で、訴訟進行も時に円滑にいかなくなるという傾向が見られる。また、争いの対象となる遺産の範囲や評価を確定することに時間を要する面がある。さらに、問題となる相続人や被相続人の行為が被相続人の生前の長い期間にわたって行われていることなどから証拠収集にも困難が生じ、事実関係を解明するのに非常に労力を費やさざるを得ないことがある。加えて、この種の訴訟の前提となる法律関係（養子縁組の有効性、遺言の有効性など）も争われ、前提問題の解決に労力がかかる場合もある。

(3) 刑事事件の動向等

ア 概況

(7) 地方裁判所における刑事通常第一審事件の新受人員は、平成17年以降、徐々に減少傾向を示しており、平均審理期間^{*2}は、この10年間、おおむね、3か月程度の横ばいで推移している（資料5【図1】参照）。平成24年において、審理期間が1年を超える事件は1.6%程度、2年を超える事件は0.2%程度にとどまっている（資料5【図3】参照）。

刑事通常第一審事件の否認率は、平成24年において全体の8.8%で

*1 コンピューターのソフトウェア等のシステム開発契約に関する事件、各種プラントなどの工作機械の製造契約に関する事件、デリバティブ等の金融商品等の販売・勧誘の違法をめぐる事件、株式上場時の有価証券報告書の虚偽記載に基づく損害賠償請求事件、投資詐欺を理由とする損害賠償請求事件、消費者契約関係の事件などがこれに当たる。

*2 本報告書において、刑事事件に係る「審理期間」とは、事件の受理から事件の終局までの期間をいう。

あり、特に平成23年以降、上昇傾向が見られる（資料5【図4】参照）。

- (イ) 自白事件については、僅かではあるが審理期間の短縮化傾向が見られ、否認事件については、平成22年まで短縮化傾向が見られたが、近時は横ばいとなっている。従前から、自白事件の場合、1回の公判で審理を終えることが多く、統計的にも平均審理期間に大きな変化はない（資料5【図2】参照）。

イ 実情等

(7) 専門的な知見を要する事件

経済事犯、コンピューター犯罪、組織犯罪、選挙犯罪などは、専門的な知識が必要であったり、関係者多数であったりするため複雑困難な事件であり、仮に争われた場合には、専門的な知見を要する立証が必要になるなど、多大な作業を伴うことになるが、最近、こうした事件の割合が上昇している印象がある。

(イ) 裁判員裁判

- ・ 裁判員裁判では、公判審理自体は集中して行われるため、審理期間の多くの部分を公判前整理手続が占めているところ、近時、その長期化が指摘されており、迅速化の取組を続けていかなければならない。他方で、集中して公判審理を進めるためには、公判前整理手続における争点や証拠の整理の充実も不可欠である。こうした事情を踏まえると、実質的に充実した審理をするための準備とその迅速化をいかに両立させるかが問われているように思われる。
- ・ 裁判員裁判は、それ以外の事件の審理にも影響を及ぼしている。すなわち、裁判員裁判の審理が集中して行われるため、複数の裁判員裁判の期日が連続して入った場合には、その期間には裁判員裁判以外の事件の期日を入れることができず、審理日程が窮屈になることもある。

(ウ) その他の実情等

- ・ 被告人が多数の犯行に及んでいるとされて追起訴が続く事件や、被告人の精神状態が問題となって鑑定がされる事件については、審理に長期間を要する場合がある。
- ・ 被害者参加制度の導入等を始めとした被害者保護の関係の立法がされたこともあり、従前以上に、被害者の立場に配慮した公判活動が実践されるようになっている。公判審理の日程等も、被害者やその代理人の弁護士に配慮した上で決めるなど、相応の配慮をしながら審理を進めているのが現状である。

(4) 家事事件の動向等

ア 概況

(7) 家事事件のうち甲類審判事件，乙類審判事件及び乙類調停事件^{*3}は，一貫して増加傾向にあるが，平均審理期間は，近時はおおむね横ばいで推移している（資料6【図1】，【図2】参照）。他方，乙類以外の調停事件の新受件数は，平成15年をピークに減少傾向にあり，平均審理期間は，おおむね横ばいで推移している（資料6【図3】参照）。

乙類調停事件と乙類以外の調停事件を合計した調停事件の総数は，平成24年に過去最高の14万1802件に達した（資料6【図2】，【図3】参照）。

同年の審理期間については，大半の事件が2年以内に終局しており，2年を超えるものは，最も割合の高い乙類審判事件においても，1.9%にとどまっている（資料6【表4】参照）。

(イ) 個別の事件類型について見ると，遺産分割事件について，新受件数は増加しているが，平均審理期間は短縮化している（資料6【図5】参照）。婚姻関係事件について，新受件数はおおむね増加傾向にあり，近時，平均審理期間は，紛争性の高い事件の増加等を背景として，若干長期化傾向にある（資料6【図6】参照）。

イ 実情等

(7) 家事事件の事件数が増加傾向にあるのは，社会全体における少子高齢化の進行や家族観・相続観の変化等の社会的要因を背景にしたものと考えられる。例えば，少子化の影響で，少人数きょうだい間での相続争いや子の奪い合いが先鋭化したことも一因となって，婚姻関係事件，子の監護事件，遺産分割事件が増加しているとも思われる。こうした社会の構造的な変化は今後も進むと考えられ，家事事件の複雑化，困難化，先鋭化は，更に進んでいくものと思われる。

(イ) 国民の権利意識の高揚や司法アクセスの向上といった背景から，今後も，家事紛争が顕在化していく可能性があるのではないかと思われる。

(ウ) 家事事件の分野でも，家事事件手続法の制定等によって制度面の整備が進められているが，これに加えて，家事調停等の機能強化，家庭裁判所の

*3 家事事件の審判・調停手続については，平成25年1月1日，家事事件手続法（平成23年法律第52号）が施行され，家事審判法（昭和22年法律第152号）は廃止された。もっとも，本報告書においては，最高裁判所においてこれまで検証の対象とされた平成24年12月31日までの統計データを取り上げており，それらは全て家事審判法下のものであることから，以下，家事事件の種類については，「甲類審判事件」「乙類審判事件」「乙類調停事件」「乙類以外の調停事件」と表記する。

人的・物的な態勢強化，代理人となる弁護士の態勢強化が重要な課題となっている状況にある。

(5) 諸外国の状況

ア 民事事件

民事事件について，地裁レベルの裁判所では，日本の地裁の平均審理期間が7. 8月である一方，諸外国では，アメリカの連邦地裁が7. 8月，イギリスの高等法院が11. 6月，ドイツの地裁が8. 2月，フランスの大審裁判所が7. 9月となっている*4。

イ 刑事事件

刑事事件について，地裁レベルの裁判所では，日本の地裁の平均審理期間は3. 0月である一方，諸外国では，アメリカの連邦地裁が6. 7月，イギリスが3. 6月，ドイツの地裁が6. 4月，フランスの重罪院が9. 1月となっている*5。

ウ 評価

各国の司法制度は，各国ごとの歴史的あるいは社会的背景の下に成り立っているものであるし，国によって制度の構造自体が異なっている。また，制度及びその運用の背景にある価値観や訴訟観も異なるものと考えられるため，表面的な統計数値をとらえて単純に各国の状況を比較することは相当でないものの，上記のような統計数値を見る限り，我が国の裁判が諸外国と比較して長期間を要しているとはいえないように思われる。

(6) その他の実情等

ア 消費者に関する実情等

全国の消費生活センターでは，年間85万件から90万件ほど，消費者契約に関する紛争を扱っているが，デリバティブ，投資詐欺，非典型契約の事案などが増えており，紛争が複雑化，高度化していて，解決が難しくなっている。しかし，解決ができない場合に裁判所に行くということになると，消費者にとっては，非常にハードルが高いという感覚もある。

また，消費生活センターに相談するに至らない事案も相当数あるため，このような潜在的な紛争を顕在化させるための司法アクセスの拡充が重要

*4 日本及びアメリカは平成24年，イギリス，ドイツ及びフランスは平成23年の統計数値である。

*5 日本及びアメリカは平成24年，イギリス及びドイツは平成23年，フランスは平成22年の統計数値である。

であるほか、ADRの活性化も検討課題となり得る。

イ 企業に関する実情等

企業の事業活動がグローバル化する中で、国際的な案件も増えている。そうした案件につき、例えば海外の企業が原告として訴訟提起する際には、基本的には早く終わる手続を期待する傾向があると思われるので、日本の裁判が、質が高くて迅速であるということを発信できれば、企業の立場からしても有意義だと思われる。

(7) 小括

ア 裁判の迅速化は、適正かつ充実した審理を伴うべきものであり、審理期間を評価するに当たっては、審理の適正・充実という観点を考慮する必要がある。

イ 多くの事件は、それほど深刻に長期化しているという状況にはなく、諸外国の統計等と比較してみても、そのようにいうことができる。しかし、第一審の審理期間が2年を超えている事件を始め、審理が長期化する事件もなお存在しており、それぞれの分野で複雑な長期化要因もある。

ウ 長期化の社会的要因については、新しい紛争類型が訴訟に持ち込まれていることや、少子高齢化、国民の意識の変化の結果として、新たに紛争が生じたり、紛争が激化したりしていることが挙げられる。このほか、顕在化していない紛争の存在や、企業活動等のグローバル化なども含め、社会的要因も踏まえて、社会全体での紛争解決の在り方を議論していくことが重要である。

2 迅速化に向けた取組

迅速化法の意義，位置づけを踏まえ，これまでに，裁判の迅速化及びそれに向けた基盤の整備について，どのような取組がされてきたか。

(1) 迅速化に向けた取組の意義，位置づけ

迅速化に向けた取組についても，迅速化法が基盤整備法としての性格を有していることを踏まえて，適正・充実を前提とした迅速な手続とこれを支える制度・体制の整備の両面から，検討及び評価を行うのが相当である。

(2) 民事事件に関する取組

ア 制度面の取組

(ア) 現行民事訴訟法の制定，施行

迅速化法において裁判の迅速化の手段として掲げられている「充実した手続」の実施に関しては，平成8年に現行の民事訴訟法が制定され，平成10年に施行された。同法の下では，民事訴訟における審理の充実を図るべく，争点及び証拠の整理のための手続等が整備された。

(イ) 民事訴訟法の一部改正

平成15年の民事訴訟法の一部改正により，計画審理の推進，専門委員制度の新設，鑑定手続の改善，特許権等に関する訴訟における管轄の集中・専属化のほか，簡易裁判所の機能の充実，訴えの提起前における証拠収集手段の拡充といった整備が行われた。

イ 運用面の取組

(ア) 争点整理に関する取組

平成8年の民事訴訟法改正，平成10年の同法施行の前後から，実務では，争点整理に関する運用改善が行われてきたところであり，何が事件の中心的な争点であるかを的確に見極め，その争点について集中証拠調べを行うといった充実した審理を実践する訴訟運営が今日まで着実に定着してきている。

具体的には，単に書面を期日でやり取りするだけでなく，口頭での議論を率直，活発かつ積極的に行うことによって期日を充実したものにするべく，当事者は，事前の証拠収集や事実確認を十分行って，準備書面や書証を期日前の一定の期限までに提出し，裁判所は，議論の過程で適切な釈明権の行使や心証開示を行うことによって議論を整理し，争点を的確に見極めていくという運営が，意識的に行われ，実務に相当程度浸透してきている。今後も，争点整理の長期化が裁判全体の長期化に及ぼす影響を考慮し，充実した争点整理のために取組が重ねられることが重要である。

(イ) 専門的知見を要する事件に関する取組

I T関係の訴訟，機械，土木等に関する訴訟など，専門的な知見が要求される事件では，専門委員から説明を受けたり，専門委員の立会いを得た上で双方当事者の技術担当者から技術的な点についての説明を受ける期日を設けたりするなど，裁判所の事案に対する理解を深める工夫がされている。また，専門性の高い代理人が当事者に付いている場合には，期日での口頭の釈明や準備書面の記載の工夫，専門家証人の尋問などによって裁判所が効果的に専門的知見を獲得し，事案の問題点を的確に理解できるようにする工夫がされている。

(ウ) 合議体による審理の活用等の取組

裁判所では，適当な事件について合議体による審理を積極的に活用する取組も行われている。例えば，部の裁判官の数を増やすなどして部の態勢を強化し，より多くの事件を合議体で審理することによって，より質の高い審理を実現するための環境の整備が進められている。こうした取組により，これまで典型的に合議相当とされていた事件^{*6}だけでなく，訴額も小さく社会的注目度も高くないが，裁判所の判断が示されると同種紛争への波及効果が大きいと考えられるような事件^{*7}についても合議体で審理することが意識的に行われるようになってきている。

以上の結果として，同じ部に属する裁判官が，合議事件の審理を通じて共に事件処理の経験を積むことに加えて，裁判官同士の議論を活性化，活発化することで，合議事件に限らず意見交換を行ったり，訴訟運営上の工夫や経験を伝え，争点整理の技法などを承継し，共有したりすることが可能になっている。このような部の役割や機能への認識が，徐々に裁判所の中にも浸透しつつあり，裁判官の意識の更なる向上にもつながっていると思われる。

(3) 刑事事件に関する取組

ア 制度面の取組

(7) 刑事訴訟法等の一部改正

平成16年5月に成立した刑事訴訟法等の一部を改正する法律により，公判前整理手続や期日間整理手続の創設と，その手続中での証拠開示の拡充が行われ，併せて，（裁判員裁判をも視野に入れた）連日的開廷の確

*6 複雑困難な事件や専門的知見を要する事件，訴額の大きい事件，当事者が多数の事件，社会的に注目を集める事件などがこれに当たる。

*7 例えば，消費者契約関係事件がこれに当たる。

保，裁判所の訴訟指揮の実効性確保，争いのない一定の事件について簡易迅速な審判を行う即決裁判手続の創設等について所要の規定が置かれたほか，被疑者に対する国選弁護人の選任制度が導入された。

(イ) 裁判員制度の導入

平成16年5月に成立した裁判員の参加する刑事裁判に関する法律により，裁判員制度が導入された。裁判員裁判では，公判前整理手続が必要的とされ，手続の迅速化が図られるとともに，裁判員の負担に配慮し，審理を迅速で分かりやすいものとするに関する規定も設けられた。

(ウ) 損害賠償命令制度の創設等

平成19年6月に成立した犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律により，刑事被告事件に係る犯罪被害者の加害者に対する損害賠償請求に関し刑事手続の成果を利用して紛争を迅速に解決するための制度（損害賠償命令制度）の創設についての規定等が整備された。

イ 運用面の取組

(ア) 迅速な事件処理の取組

とりわけ否認事件については，迅速化法が施行されたこと等もあって，近時は迅速な事件処理に対する意識が高まり，それを背景として，実務上の取組がされて効果が上がってきたと思われる。

例えば，複雑困難な否認事件の証拠調べについては，かつては，月に1度，多くても2週間に1度くらいの公判期日が繰り返され，年単位の審理が必要となる事件もあった。しかし，裁判員制度の導入を契機として，裁判員裁判の対象ではない事件についても，対象事件の例に倣い，公判前整理手続や打合せ等を重ねることによって公判審理を短期間で行うような運用がされ，審理の長期化が防がれているように思われる。

(イ) 公判前整理手続，裁判員制度に関する取組

- ・ 公判前整理手続や期日間整理手続において，争点の整理と計画的な審理の実践が行われている。
- ・ 裁判員裁判においては，法律の専門家ではない裁判員が審理に参加することなどから，証拠を厳選し，ポイントを絞って争点を設定することがかなり意識されるようになった。このような意識は，裁判員裁判以外の事件にも及びつつある。
- ・ 裁判員裁判における争点と証拠の整理等に関しては，公判前整理手続における証明予定事実記載書面の早期提出，早期に間隔を詰めて三者の打合せを重ねること，検察官による早期の証拠開示や幅広の任意開示，審理方針の大枠が決まった段階での審理日程の仮予約など，早期に裁判を進行するための運用・工夫がされている。

- ・ 裁判員制度導入の準備に向けて、裁判所、検察庁、弁護士会が協議や勉強を重ねてきたが、最近も、裁判員裁判に関する法曹三者による勉強会、法曹三者が裁判員経験者から話を聞く意見交換会などが定期的に行われている。公判前整理手続についても、法曹三者が工夫をしなければならないという意識が高まっている。

ウ その他の法曹三者の取組

(7) 裁判所における取組

裁判所では、裁判員等の選任手続の運営の在り方や、審理・評議の進め方等の課題について、選任手続や裁判員裁判に参加した裁判員候補者や裁判員等を対象としたアンケートを実施し、その感想や意見・要望などを収集・分析して、その結果を実務の運用改善のために活用している。

また、最高裁判所に、法曹関係者に外部の有識者等も加わった「裁判員制度の運用等に関する有識者懇談会」が設置され、その助言の下、裁判員制度の実施状況を踏まえた実証的な検証が継続的に行われており、平成24年12月には、その検証を基にした「裁判員裁判実施状況の検証報告書」が公表された。

さらに、司法研修所においても、裁判官や学者に研究員を委嘱して、裁判員裁判の運用に関する司法研究が行われ、その研究成果が裁判官らに提供され、訴訟運営の参考にされている。

そのほか、全国の裁判官が会しての司法研修所での研究会、高裁単位での協議会が年に数回行われ、各裁判所の単位でも頻繁に勉強会、検討会が行われている。庁によっては、例えば、公判前整理手続の在り方、審理の在り方、評議の在り方、判決の在り方というように問題点を分けてプロジェクトチーム等を立ち上げ、実際の事件を素材に現状分析等を行っている。

(イ) 検察庁における取組

検察庁では、「分かりやすく、迅速で、的確な主張・立証」を目指して、公判での主張・立証を念頭に置いた捜査を実践するとともに、上記の証明予定事実記載書面の早期提出、早期の証拠開示、幅広の証拠の任意開示に加え、証拠の厳選、分かりやすい主張立証の工夫等に努めている。また、裁判員裁判の冒頭陳述・論告のリハーサル、模擬証人尋問、裁判所で実施した上記アンケートを利用した勉強会等を実施するなどして、公判活動のスキルアップを図っている。

加えて、検察庁では、任官後5年間を若手検察官の指導育成期間と位置付けており、この間に、法務総合研究所における研修、実務庁におけるOJT等を通じて、公判手続に関する規定を正確に理解し、その適切な運用が行える公判遂行能力の向上を図るための指導教育に力を入れている。

また、検察庁では、裁判員裁判等における「分かりやすく、迅速で、的

確な主張・立証」に資する公判活動に関する各庁の情報を集約して、これを全ての検察官が共有できるような取組を行っている。

(ウ) 日弁連における取組

日弁連の委員会では、裁判員裁判などの負担の重い事件につき、検証等を行って、若手弁護士の底上げや、OJTの工夫などに取り組んでいる。また、刑事関係の研修について、その実をより一層挙げられるような工夫を行っており、若手弁護士の充実を図っていこうと取り組んでいる。

さらに、日弁連では、裁判員裁判の関係で、量刑データベースを検察庁、裁判所とは別に作成し、2か月に1度勉強会を開催して、裁判員裁判の動向を各地の弁護士会でも共有できるようにしている。

(4) 家事事件に関する取組

ア 制度面の取組

平成23年5月に家事事件手続法が成立し、平成25年1月から施行された。

同法は、家族をめぐる事件が複雑化・多様化していることを背景に、家事事件の手続をより明確で利用しやすいものとするなどを目的として制定されたものであり、当事者への手続保障や手続の透明性の強化が主な柱となっている。

イ 運用面の取組

(7) 調停運営に関する取組

家事事件手続法の下では、対立点を的確に把握し、状況認識を当事者全員と共有した上で、法的観点も踏まえて当事者に主体的な解決を促す調停運営が求められているといえる。このような認識の下で、現在、各家庭裁判所では、裁判官と調停委員の役割分担を意識しつつ、各庁の実情を踏まえながら、裁判官が事案や手続の場面に応じて調停委員と必要な評議を行うなどして効果的に関与することにより、同法の下で求められる調停運営を実現していくための実務の在り方について検討し、取組を進めている。

(イ) 調停に携わる者の意識

家事事件手続法の施行を契機として、調停委員会の積極的な関与、対立点をにらみながらの運営といった点に関し、調停実務に携わる者の意識も一層高まってきている。

(ウ) 代理人選任率

家事事件の代理人選任率は、かつてに比べて上昇している*8。これは、弁護士人口の増加という体制整備の前進によって、弁護士の家事事件への関与が増えてきたことによるものと考えられる。

(5) 基盤整備に関するその他の取組例

ア 弁護士の態勢の整備

これまでの間、以下に述べるような形で、地方自治体等の社会的な基盤とも結びつきながら、潜在的な紛争を法的解決につなげるための弁護士の態勢の整備が図られてきている。

(7) 弁護士人口の増加

平成25年までの10年間の弁護士人口の急増*9により、全国的な司法アクセスの拡充・容易化を推進するための人的基盤整備が進んだ。会員数が200%増の弁護士会も十数会ある。

(イ) 弁護士過疎・偏在解消に向けた取組

日弁連や各地の弁護士会は、1990年代から現在まで約20年にわたり弁護士過疎・偏在解消に取り組み、平成26年2月現在でいわゆる弁護士ゼロワン地域が解消した。過疎解消のために日弁連が設置したひまわり基金法律事務所は110か所を超え、全国の弁護士会が設置した法律相談センターも370か所を超えた。この間、増加した若手弁護士層から、日弁連や各単位弁護士会の公設事務所あるいは日本司法支援センター（以下「法テラス」という。）の常勤弁護士（スタッフ弁護士）が生まれ、その弁護士層の多くが法テラスの契約弁護士として民事法律扶助事件に関与するほか、刑事の分野では特に被疑者国選弁護人制度を支え、裁判員制度を担っている。

(ウ) 活動領域の拡大

弁護士人口の増加が、近時の企業内弁護士の急激な増加をもたらしている。弁護士資格を新たに取得した若手の法曹の意識も従前と変わってきており、企業内で働くことが一つの選択肢となっている。また、自治体等への任期付公務員の着実な増加、消費者、高齢者、障害者、労働者、外国人、

*8 例えば、婚姻関係事件において、当事者の双方又はいずれか一方に代理人が選任されている割合は、平成15年の24.3%から、平成24年には39.3%に上昇した（最高裁判所事務総局編「裁判の迅速化に係る検証に関する報告書（概況編）平成25年7月」184頁【図22】を参照）。

*9 平成25年3月末現在で弁護士数は3万3624人であり、この10年間で70%以上増加した。

貧困層等の社会的経済的弱者を対象とする収益性の高くない分野への若手弁護士を中心とした活動の広がり，特に法テラスの常勤弁護士の活動の展開もみられるようになってきている。もっとも，こうした動きは，未だ一定の範囲にとどまっている旨の指摘もあり，活動領域の拡大に向けた努力が継続されることが重要である。

イ 裁判所の態勢の整備

裁判所では，事件動向などを踏まえ，平成14年からの10年間で，裁判官を約600人増員し，その後も平成24年度は30人，平成25年度は32人の増員をするなど，態勢整備に努めている。

(6) 小括

ア これまで，制度面及び運用面について，審理の適正・充実・迅速のための種々の取組が行われており，その成果も現れている。社会基盤の整備という点でも，司法アクセスの改善など，社会全体の司法基盤が徐々に拡充されつつあると思われる。

イ しかし，基盤整備法としての迅速化法における迅速化，すなわち，適正・充実・迅速な手続とこれを支える制度・体制の整備の両面によって進められる迅速化には，必ずしも明確なゴールがあるものではなく，迅速化は，今後も引き続き取り組んでいかなければいけない課題である。

例えば，民事については争点整理手続の更なる充実，刑事については公判前整理手続の更なる充実，家事については調停運営の更なる充実，そしてこのような適正かつ充実した手続を支えるものとして裁判所・弁護士等の更なる態勢強化などが今後も検討課題となり得る。加えて，制度を運用していく上での人的な基盤整備の一環として，事件に携わる裁判官，検察官，弁護士について，若い世代にその経験を継承していくことも重要である。

そのほかにも，裁判を支える専門家（専門委員等）の専門的な知見を，特に新しい類型の事件等において，裁判にどのように導入するかという点や，社会における顕在化していない紛争解決へのニーズにいかに対応するか，裁判以外の方法も含め，紛争に応じた解決をいかに実現するかという点なども重要である。後者の点に関しては，司法アクセスの更なる充実，法曹有資格者の活動領域の拡大も重要な検討課題となる。

このような検討課題につき，運用や態勢の整備等の対応策を拡充していくことによって，審理の長期化を防ぐと同時に，適正かつ充実した審理を促進することができるものと思われる。

ウ また，社会の複雑・多様化に伴い，国民は，裁判に対し，より質の高い，信頼できる判断を求めていると考えられる。このような要請に応えていく

ためにも、裁判所が専門的知見を効果的に獲得することや、法曹とそれ以外の機関との連携等により、社会全体として効果的な紛争解決を図るシステムを追求していくことが重要である。

エ 今後も、政府を始め、日弁連、裁判所等の関係諸機関において、制度面、運用面、社会基盤の整備の面について、引き続き種々の取組を継続し、また、現在進められているものを更に拡充していくことが期待される。さらに、企業関係者や消費者紛争に関わる人々等、社会において紛争に関わる人々からも、引き続き、このような取組・検討に協力が得られることが望まれる。

3 迅速化法の展望

迅速化法の基盤整備法としての役割や、迅速化の現状及び最高裁判所の検証結果から、迅速化法の存在意義、必要性、枠組みの相当性につき、どのように考えるか。

(1) 迅速化法の基本的枠組みの必要性・重要性

迅速化法は、最高裁判所による検証結果を適切に活用しつつ、関係諸機関において、制度面、運用面、体制面の施策に対する検討、実施が行われ、更にこれを反映した結果が最高裁判所において検証されるというサイクルを通じて、適正・充実を前提とした迅速化を実現していくことを基本的な枠組みとしている。今後は、これまでの10年にわたって行われた検証の結果を踏まえて、迅速化法が想定するサイクルを実現していかなければならない。

その意味からも、最高裁判所の検証と関係諸機関による検討・実施によって基盤整備を進めるという迅速化法の基本的枠組みの必要性、重要性は今後も変わらないものと考えられる。

(2) 最高裁判所による検証

ア 上記のような迅速化法の想定するサイクルの実現において、統計データは、重要な基礎となるものである。また、そのデータを分析・検証し、その背景にある実情等を検討することも重要である。

現在、最高裁判所は、法曹三者以外の有識者等も委員として参加している検討会での検討を経て、2年ごとに検証結果の公表を行っているが、このような統計データの集計・報告、データの分析・検証、その間の実情調査等の作業内容などを踏まえると、検証結果の公表の在り方は相当であって、今後も維持されるべきである。

イ また、これまで最高裁判所は、社会・経済的背景や国民の意識といった裁判の在り方に影響を与える裁判手続外の社会的な要因についても検証を行ってきたが、このような社会的要因の検証は、貴重な作業であったというべきである。今後とも、社会の急激な変化や、国民の意識の変化、司法を担う法曹の考え方や環境の変化等に応じて、必要とされる検証を続けていくことが望まれる。

ウ 以上のとおり、最高裁判所の検証は、充実した詳細なものであり、法曹三者の範囲にとどまらない委員によって構成される検討会を経て、多角的に検証がされている非常に貴重なものであるが、より多くの国民に周知するための更なる工夫がされることが望ましい。

(3) 迅速化法の存在意義

迅速化法の基盤整備法としての役割からすれば、同法の存在意義は大きい。裁判の利用者である国民の視点から見ても、同法の存在により、上記のような検証が行われ、その結果が国民に周知されることは、裁判について国民が知るという点で大きな意義があるし、また、同法の存在により、様々な取組が行われ、裁判の適正・迅速・充実が図られていくことも、利用者にとって重要なことである。

今後、迅速化に向けた基盤整備については、法曹がこれに取り組むのみならず、関係者とも連携し、議論しながら、取組が継続され、更に深まっていくことが期待される。

第3 おわりに

本報告書は、以上のとおり、迅速化の現状や、これまでに行われてきた迅速化に向けた取組、また、今後の迅速化法の展望について、検討会における各委員による真摯かつ熱心な議論の結果を取りまとめたものである。

既に述べたとおり、関係諸機関において、迅速化法の基盤整備法としての意義、位置付けを踏まえ、これまでに、裁判の適正・充実・迅速化のため、制度面の取組に加え、種々の運用面の取組その他の取組が重ねられてきたところであり、これら関係者の努力に敬意を表したい。本検討会においても、多くの事件について裁判が長期化しているという状況にはなく、裁判の迅速化が着実に図られていることや、司法アクセスが改善され、社会全体の司法基盤が徐々に拡充されつつあって、法曹と国民の距離が縮まってきていることなどが確認されたが、これらは、上記のような関係者による努力の成果というべきであろう。もっとも、裁判の適正・充実・迅速化の実現は、必ずしも明確なゴールのない、不断の取組が必要となる課題であり、事件動向の変化、制度改正、更には社会構造の変化等の影響も踏まえて、新たな課題に対応すべく、今後も努力が継続される必要がある。

本検討会では、迅速化法附則第3項に基づき、同法の施行後10年の状況を検討してきたが、その検討過程において、法曹三者のみならず、学者や各方面の有識者委員の参加を得て、率直な意見交換を行うことができた。この意見交換を通じて、諸外国との比較も踏まえた我が国の裁判の迅速化の現状や、各種事件等に関する実情、関係諸機関による迅速化に向けた取組などにつき、法曹三者にとどまらない幅広い分野の委員の間で認識が深まったことは、非常に重要な点であった。

また、迅速化法は、平成13年6月の司法制度改革審議会意見書において裁判の充実・迅速化が掲げられ、その後定められた司法制度改革推進法や司法制度改革推進計画にも裁判の充実・迅速化が盛り込まれたという経緯の中で、裁判の迅速化に関する基本事項を定める法律として制定されたものである。本検討会において、このように司法制度改革の重要な一部である迅速化法の存在意義について認識を深めることができたことは、司法制度改革の成果の一つを確認できたという意味においても、有意義であった。本検討会において確認されたように、裁判の適正・充実・迅速化は、裁判員制度の導入や法曹人口の増加など、他の司法制度改革とも密接に関連しており、その意味で、本検討会には、迅速化法という一つの観点から司法制度改革の成果を確認するという意義もあったといえよう。

本検討会では、このように、改めて迅速化法の存在意義を確認したところであるが、今後、最高裁判所において、迅速化に関する検証が引き続き行われるとともに、関係諸機関において、最高裁判所の検証結果を踏まえた施策

の策定・実施につき議論が行われ、基盤整備の取組が深化していくことが期待される。

裁判の迅速化法に関する検討会 委員等名簿

(平成 26 年 1 月 9 日現在)

委 員

大 谷 晃 大 最高検察庁公判部副部長

大 野 勝 則 東京地方裁判所判事

大 野 顕 司 住友化学株式会社総務法務室部長

(座長代理) 川 上 拓 一 早稲田大学大学院法務研究科教授

久 保 潔 元読売新聞東京本社論説副委員長

丹 野 美絵子 独立行政法人国民生活センター理事

中 尾 正 信 弁護士 (東京弁護士会所属)

二 島 豊 太 弁護士 (第一東京弁護士会所属)

(座 長) 長谷部 由起子 学習院大学大学院法務研究科教授

矢 尾 渉 東京地方裁判所判事

関 係 官

佐々木 健 二 最高裁判所総務局参事官

(敬称略, 五十音順)

論点整理

第 1 迅速化の現状

最高裁判所による検証結果に示された事件の動向及び傾向，審理期間の推移，長期化要因並びに社会的要因の分析から，迅速化法の意義，位置づけを踏まえ，迅速化の現状をどのように評価するか。

1 迅速化法は，2条1項において，第一審の訴訟手続については，2年以内のできるだけ短い期間内に終局させ，その他の裁判所の手続も，できるだけ短い期間内にこれを終局させるという目標を定めている。その上で，裁判の適正・充実・迅速化の推進を充実した手続の実施とこれを支える制度及び態勢の整備によって実現することを求めるなど，運用面における関係者の取組と，制度・態勢の整備という総合的な方策を実施することによって裁判の迅速化を図るという基本的な枠組みを示している。また，2条2項において，裁判の迅速化に係る制度・体制の整備は，訴訟手続その他の裁判所における手続の整備，法曹人口の大幅な増加，裁判所及び検察庁の人的体制の充実，国民にとって利用しやすい弁護士の体制の整備等により行われるものとしている。これを受けて，3条と4条は，裁判の迅速化を推進するため必要な施策を策定・実施する国の責務と施策を実施するために必要な法制上又は財政上の措置等を講ずる旨の政府の責務を定めている。こうした条文の構造から，迅速化法は，基盤整備法としての性格を有していると理解することができる。

2 事件の動向及び傾向，審理期間の推移等

(1) 民事事件の新受件数は長期的には増加傾向にあり，平均審理期間についても，昭和48年に17.3か月でピークを迎えて以降，長期的には迅速化する傾向にある。平成24年には，平均審理期間は7.8か月となっており，約60%の事件が6か月以内に，約95%の事件が2年以内に終局し，審理期間が2年を超える事件は5%弱にとどまっている。この間，バブル経済崩壊後の不況の影響等の経済的な要因

のほか、簡易裁判所の事物管轄の拡大、現行民事訴訟法の施行、過払金返還訴訟の急増などの種々の要因が、事件数や審理期間に大きな影響を与えている。

(2) 刑事事件の新受人員は、平成17年以降、徐々に減少傾向を示しており、平均審理期間は、この10年間、概ね、3か月程度の横ばいで推移している。自白事件については、僅かではあるが短縮化の傾向がみられ、否認事件については、平成22年まで短縮化傾向がみられたが、近時は横ばいとなっている。平成24年において、審理期間が1年を超える事件は1.6%、2年を超える事件は0.2%にとどまっている。一方、迅速化法施行後、刑事訴訟の分野では裁判員裁判を中心とする大きな制度改革が行われ、迅速化検証においても、公判前整理手続及び裁判員制度について、統計データの分析が行われ、裁判員裁判においては、公判前整理手続が審理期間の長さを決めることになるとの指摘もされている。

(3) 家事事件のうち甲類審判事件及び乙類調停審判事件は、一貫して増加傾向にあるが、平均審理期間は、近時は概ね横ばいで推移している。他方、乙類以外の調停事件の新受件数は、平成15年をピークに減少傾向にあり、平均審理期間は、概ね横ばいで推移しているが、乙類調停事件と乙類以外の調停事件を合計した調停事件の総数は、平成24年に過去最高の14万1802件に達している。審理期間については、大半の事件が2年以内に終局しており、2年を超えるものは、最も割合の高い乙類審判事件においても、1.9%にとどまっている。長期化しやすい遺産分割事件についても、新受件数は増加しているが、平均審理期間は短縮化している。婚姻関係事件は、増加傾向にあり、近時は若干の長期化傾向が見られる。なお、平成25年1月1日の家事事件手続法施行後の統計データは、平成26年以降明らかになる予定である。

3 長期化要因

これまでの検証結果において示された長期化要因として、民事事件については、争点整理、証拠収集、専門的知見を要する事案に特有の要因、

執務態勢等に関連する要因について検討がされたほか、特殊事件（医事、建築、知財及び労働）固有の事情等について分析がされている。刑事事件については、特に裁判員裁判の公判前整理手続に関する運用上の要因についても分析がされた。家事事件については、近時、婚姻関係事件等でみられる若干の長期化傾向をめぐり、紛争性の高い事案の増加などの原因が指摘されている。

4 社会的要因

第5回報告書においては、適正かつ充実した手続の下での裁判の迅速化を実現するには、裁判手続に内在する要因だけではなく、社会・経済的背景や国民の意識といった、紛争の動向や裁判の在り方に影響を与える裁判外の社会的要因についても、社会全体での合理的な紛争解決という観点から裁判所が果たすべき役割を明らかにするべく、分析の対象とされた。この中において、将来の法的紛争の動向の分析、裁判外での紛争処理の全般的な状況の整理（ADRや保険制度に着目）、これらに関する紛争類型別（医事紛争、建築紛争、遺産紛争）の検討が行われている。

5 迅速化の現状に対する評価（検証結果から何が明らかになったか。）

前記のような迅速化法の基盤整備法としての性格を踏まえつつ、以上のような現状から、裁判の迅速化について、いかなる要因がどのような影響を与えてきたのか、また、審理期間の推移をどのように評価すべきか、さらに、評価に当たり、裁判の迅速化と審理の適正・充実との関係をどのように考慮すべきか。

第2 迅速化に向けた取組

迅速化法の意義，位置づけを踏まえ，これまでに，裁判の迅速化及びそれに向けた基盤の整備について，どのような取組がされてきたか。

- 1 前記第1のとおり，迅速化法の条文の構造から，同法は，基盤整備法としての性格を有していると理解することができる。
- 2 他方，迅速化法施行以前より，裁判所及び弁護士会等において，審理の充実や迅速化，更には社会全体での合理的な紛争解決を実現するための種々の取組が行われてきたほか，制度面においても，種々の法改正が行われてきている。
- 3 前記のような迅速化法の基盤整備法としての性格を踏まえ，関係者がいかなる取組を行ってきたか。また，これらの取組についてどのように評価すべきか。

第3 迅速化法の展望

迅速化法の基盤整備法としての役割や、迅速化の現状及び最高裁判所の検証結果から、迅速化法の存在意義、必要性、枠組みの相当性につき、どのように考えるか。

- 1 迅速化法は、充実した手続の運用だけでなく、これを支える制度・体制の整備によって迅速化を実現しようとする基盤整備法であることを踏まえつつ、今後、迅速化法の定める基本的枠組みを維持することについて、どのように考えるか。
- 2 また、先に検討した迅速化の現状及び最高裁判所の検証結果を踏まえ、最高裁判所が2年ごとに検証を行うという枠組みを維持することについて、どのように考えるか。
- 3 これらの点を踏まえ、迅速化法の存在意義、必要性、枠組みの相当性につき、どのように考えるか。

裁判の迅速化法に関する検討会の開催状況

第1回 平成26年1月9日

- ・ 会議の進め方について
会議は非公開であるが資料及び議事録は法務省のホームページで公表すること、最高裁判所で行われた検証の結果を主な題材として検討を行っていくことなどの確認がされた。
- ・ 裁判の迅速化に関する検証について
最高裁判所から、裁判の迅速化に関する法律8条1項に基づく検証の概要等について説明がされた。

第2回 平成26年2月14日

- ・ 今後の議論の進め方について
今後の議論の進め方のたたき台である「論点整理（案）」について事務局から説明がされ、意見交換がされた。
- ・ 論点についての議論
「論点1 迅速化の現状」について、意見交換がされた。

第3回 平成26年3月13日

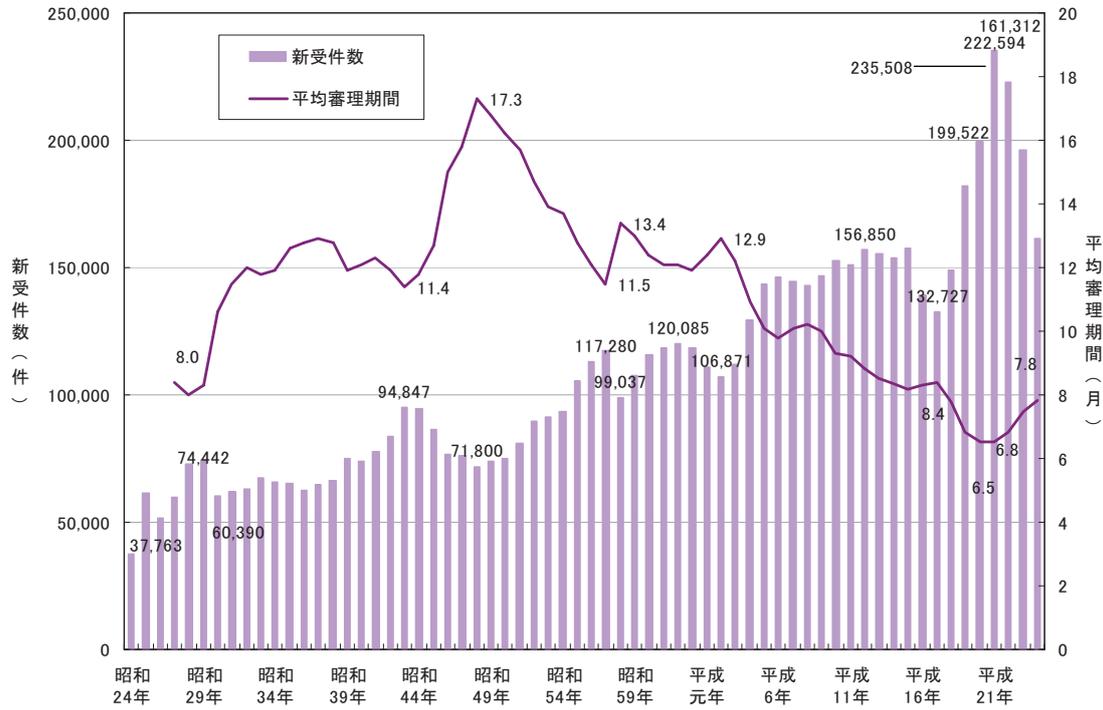
- ・ 論点整理について
前回の議論を踏まえ、今後の議論の進め方である「論点整理」の確定がされた。
- ・ 論点についての議論
「論点2 迅速化に向けた取組」、「論点3 迅速化法の展望」について、意見交換がされた。

第4回 平成26年5月29日

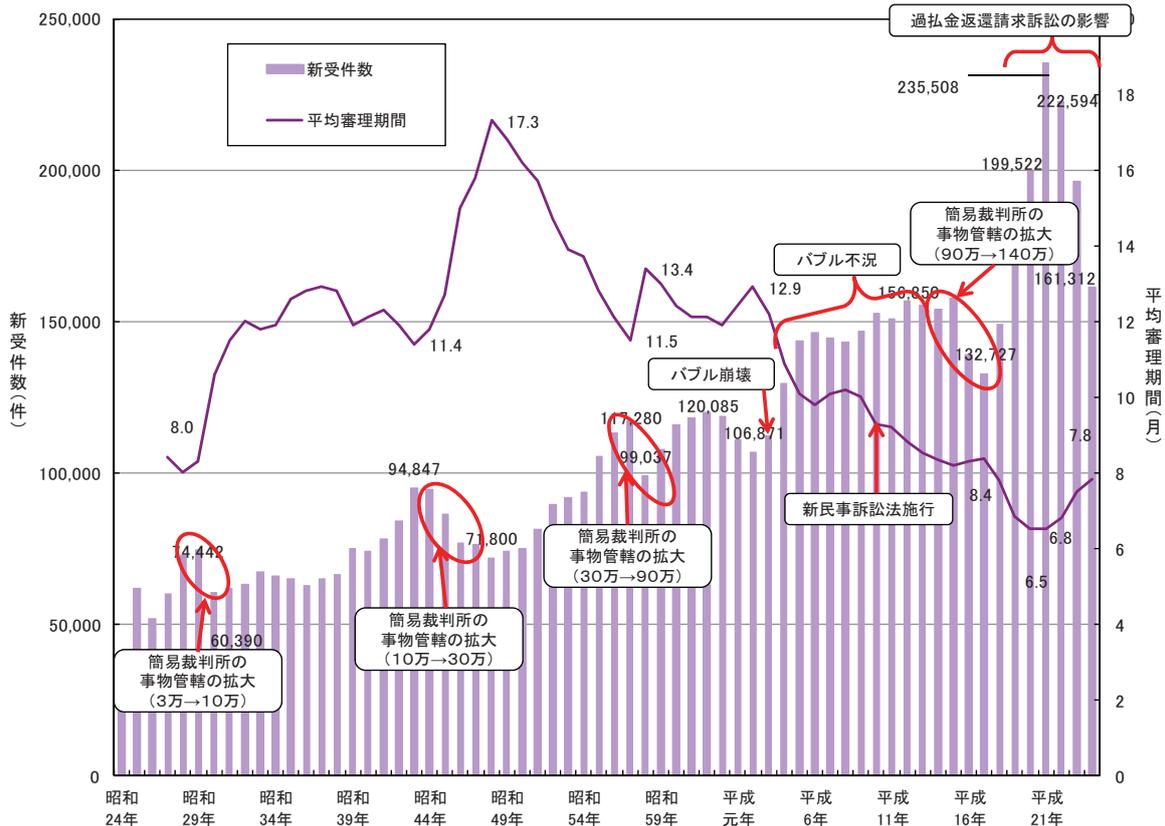
- ・ 裁判の迅速化法に関する検討会報告書（案）についての議論
各論点の議論のとりまとめとなる報告書（案）について、意見交換がされた。

民事第一審訴訟事件の概況

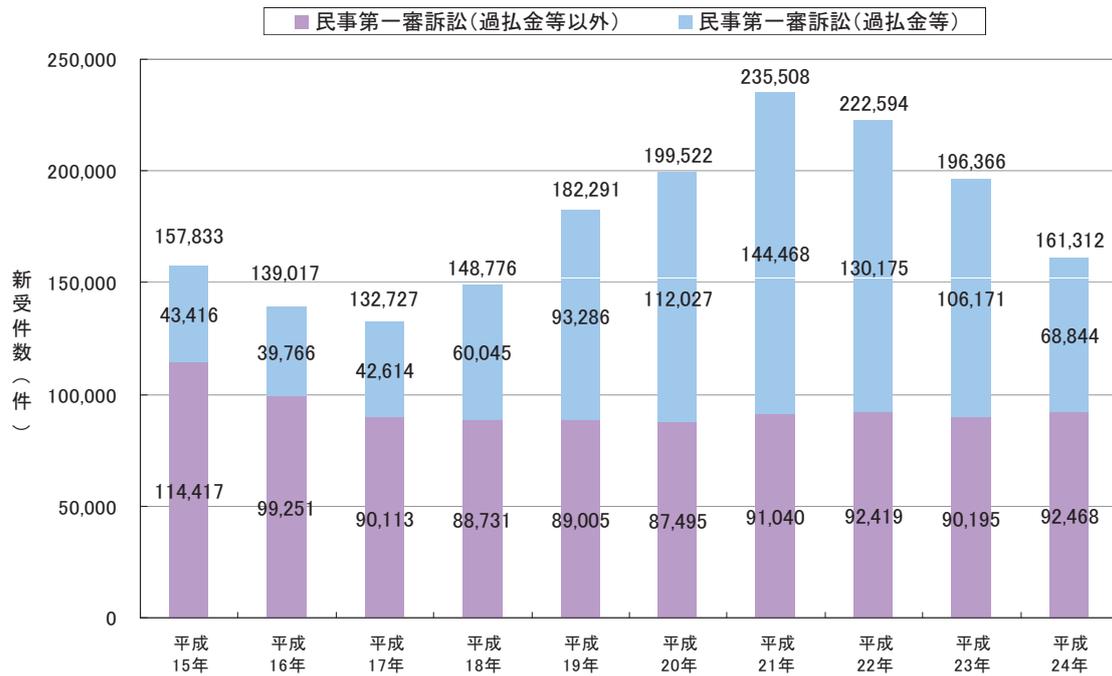
【図1】 新受件数及び平均審理期間の推移(民事第一審訴訟(全体))



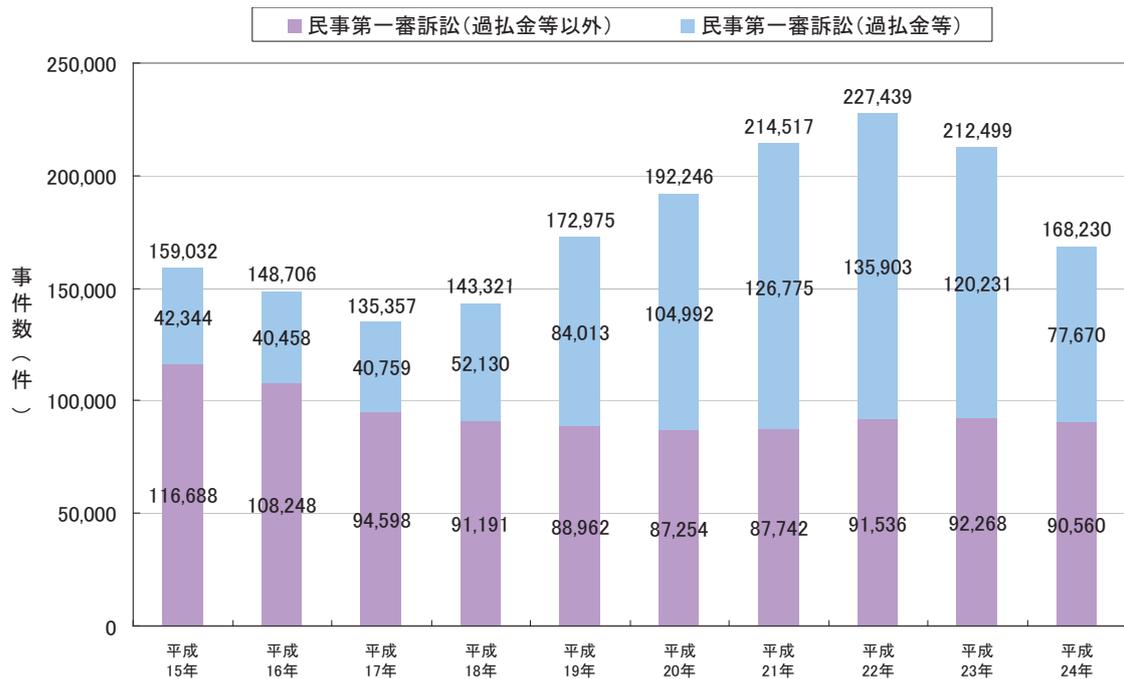
【図2】 新受件数及び平均審理期間の推移(民事第一審訴訟(全体))



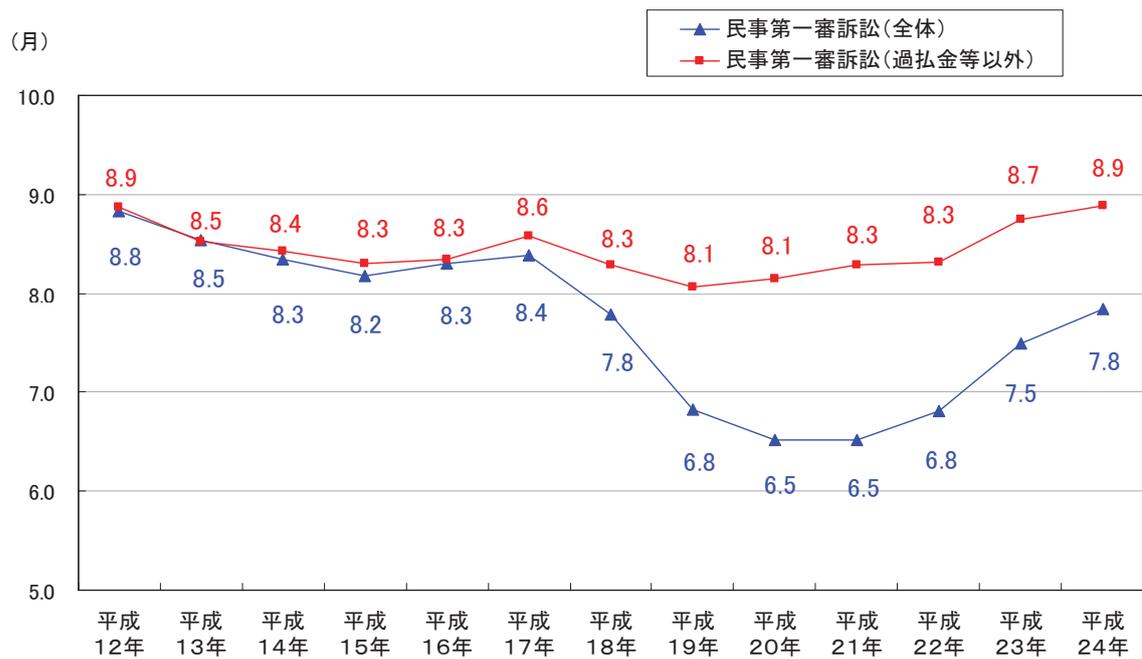
【図3】 新受件数の推移(民事第一審訴訟(全体)及び民事第一審訴訟(過払金等以外))



【図4】 既済件数の推移(民事第一審訴訟(全体)及び民事第一審訴訟(過払金等以外))



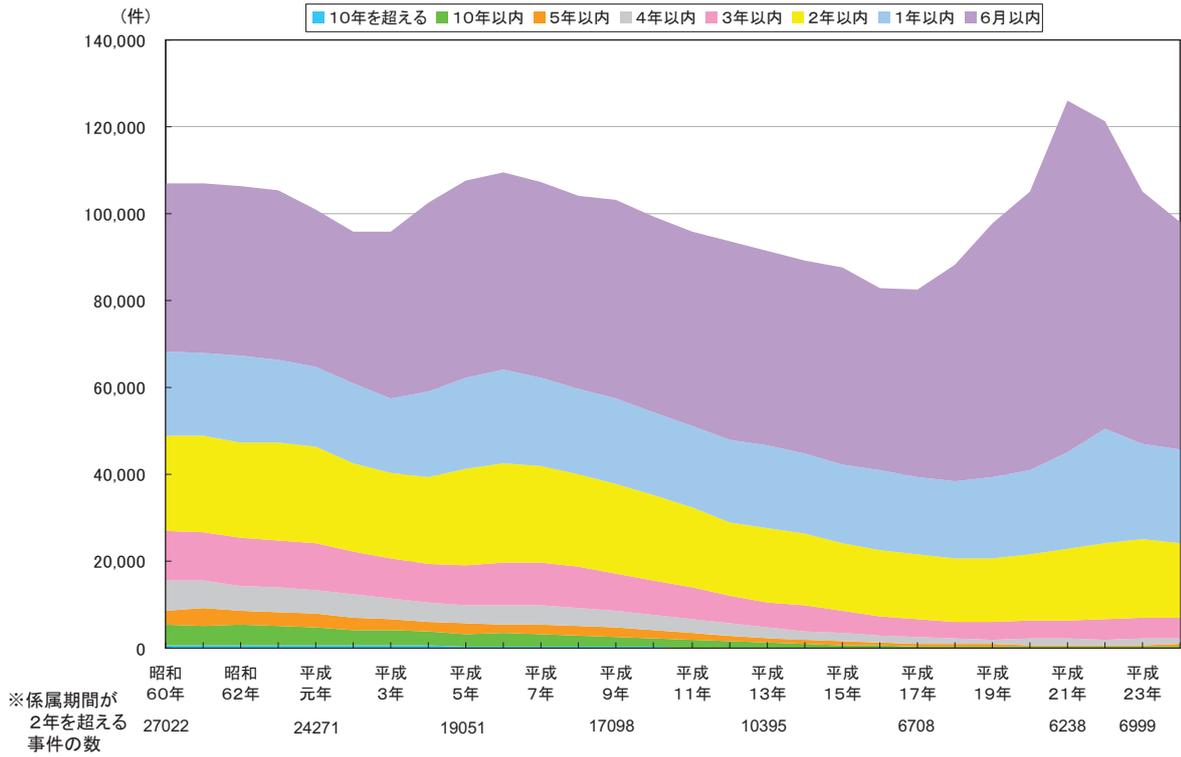
【図5】 平均審理期間の推移（民事第一審訴訟（全体）及び民事第一審訴訟（過払金等以外））



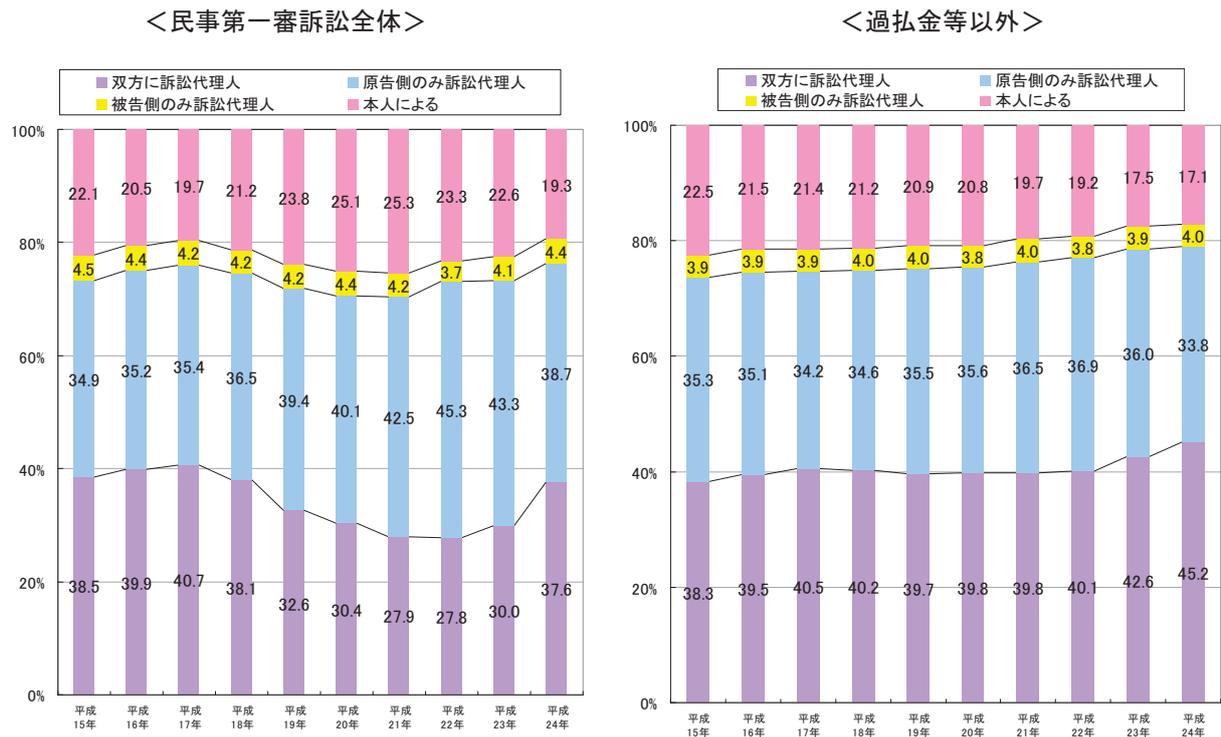
【表6】 審理期間別の事件数及び事件割合（民事第一審訴訟（全体）及び民事第一審訴訟（過払金等以外））

事件の種類	民事第一審訴訟（全体）	民事第一審訴訟（過払金等以外）
事件数	168,230	90,560
平均審理期間（月）	7.8	8.9
6月以内	103,815	50,971
	61.7%	56.3%
6月超1年以内	32,613	17,148
	19.4%	18.9%
1年超2年以内	23,611	16,470
	14.0%	18.2%
2年超3年以内	5,927	4,263
	3.5%	4.7%
3年超5年以内	1,997	1,508
	1.2%	1.7%
5年を超える	267	200
	0.2%	0.2%

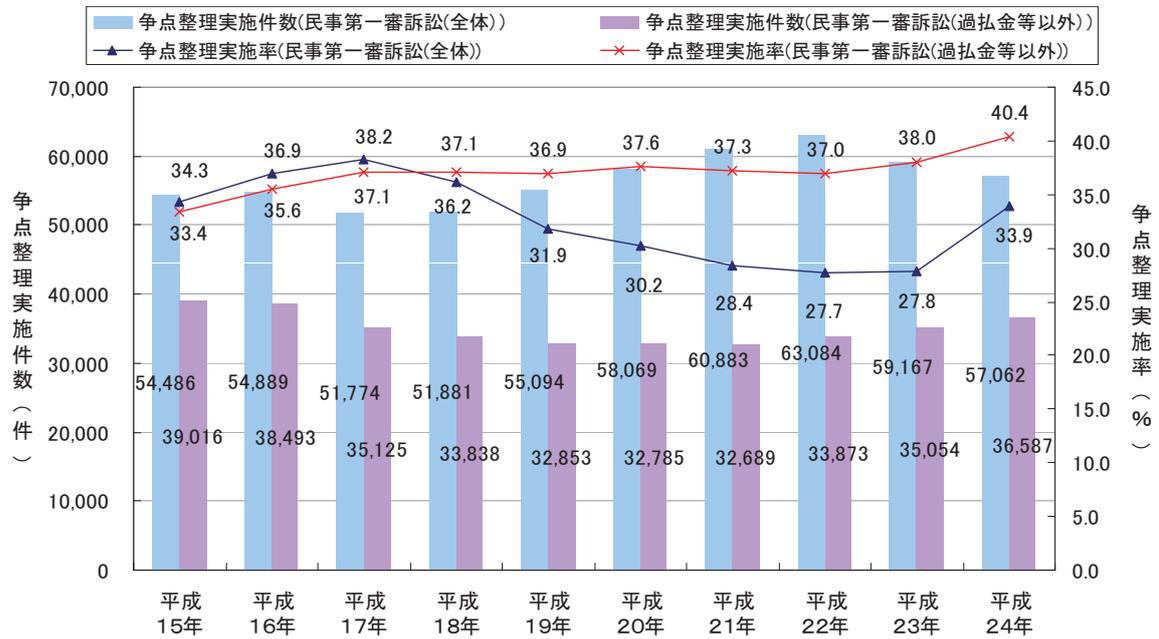
【図7】未済事件の係属期間別事件数の推移(民事第一審訴訟(全体))



【図8】訴訟代理人の選任状況の推移(民事第一審訴訟(全体)及び民事第一審訴訟(過払金等以外))



【図9】 争点整理実施件数及び争点整理実施率の推移(民事第一審訴訟(全体)及び民事第一審訴訟(過払金等以外))

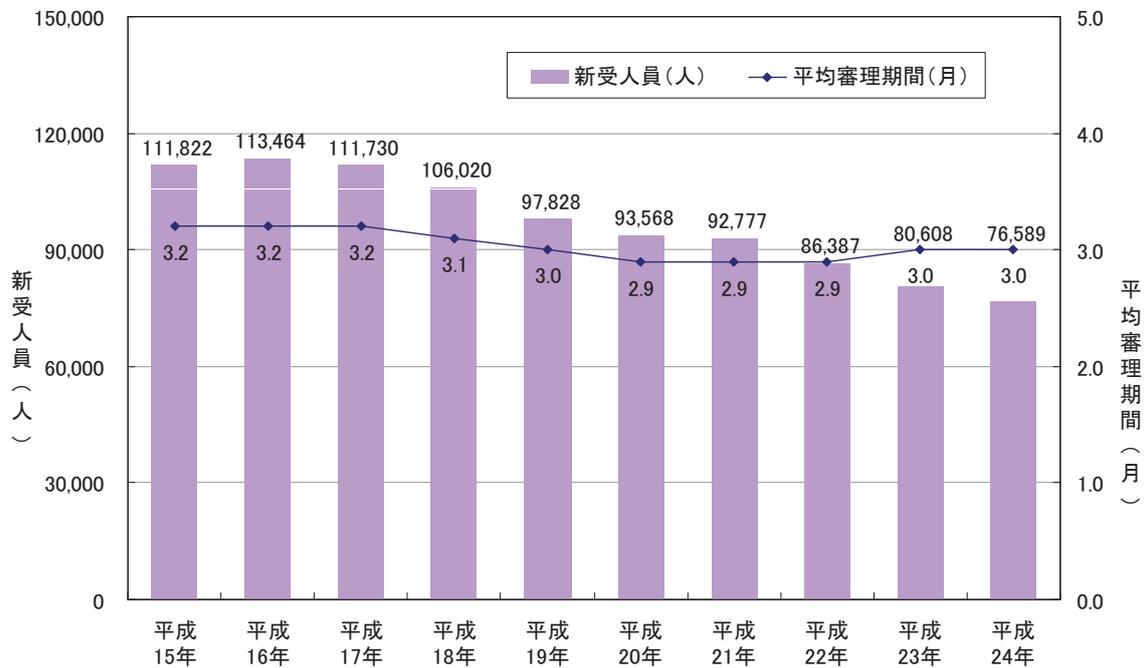


【表10】 人証調べ期日回数別の事件数及び事件割合(民事第一審訴訟(全体))

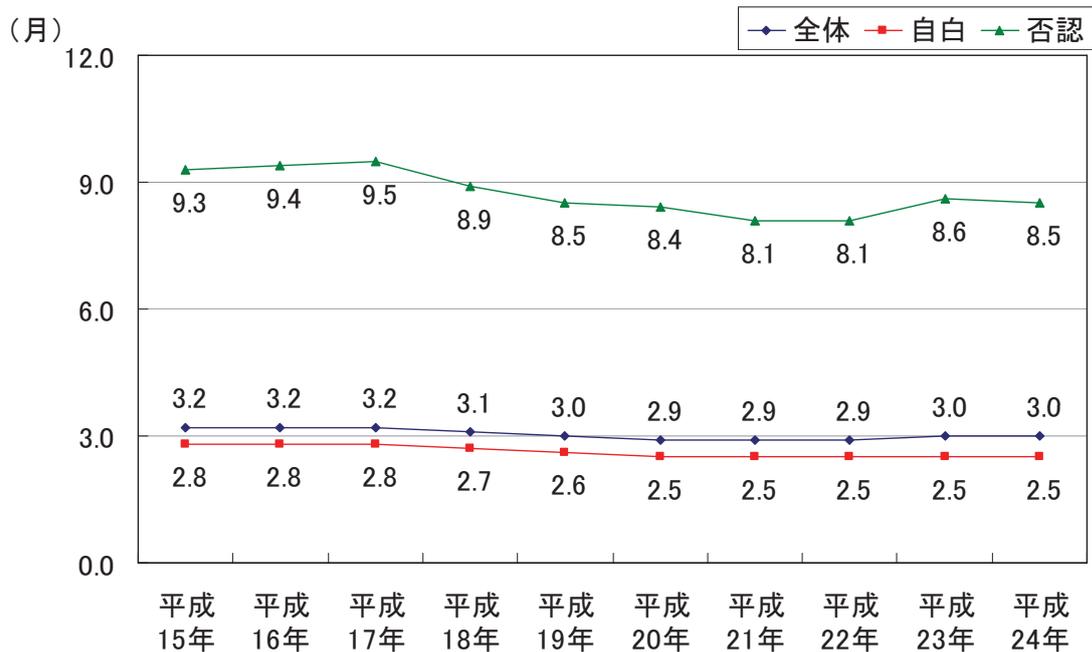
人証調べ期日回数	事件数	事件割合
1回	19,399	83.7%
2回	3,207	13.8%
3回	468	2.0%
4回	71	0.3%
5回	16	0.1%
6回	16	0.1%
7回	4	0.02%
8回	6	0.03%
9回	-	-
10回	1	0.004%
11~15回	-	-
16回以上	1	0.004%
合計	23,189	100.0%

刑事通常第一審事件の概況

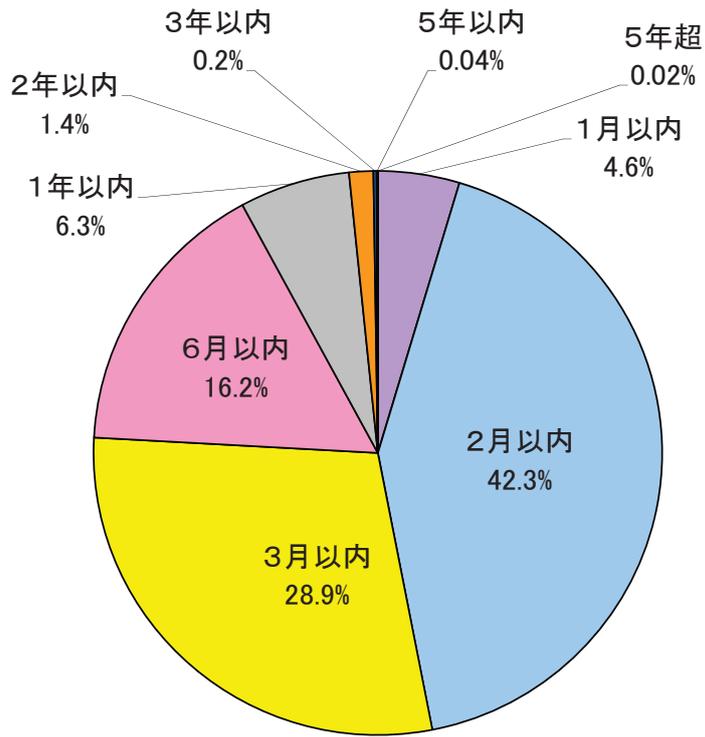
【図1】 新受人員及び平均審理期間の推移



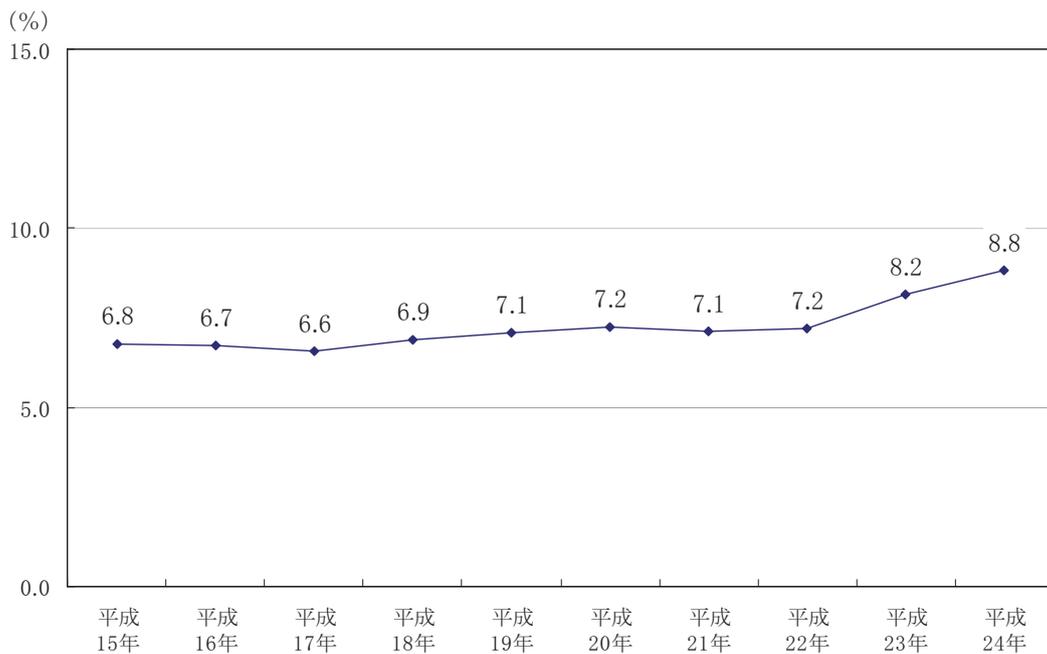
【図2】 平均審理期間の推移(全体、自白、否認)



【図3】 審理期間の分布



【図4】 否認率の推移



【表5】 平均審理期間及び平均公判前整理手続期間の比較(自白否認別)

	裁判官裁判 (平成18年 ～ 平成20年)	裁判員裁判					
		累計	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年 (5月末)	
総数	判決人員	3,080	3,801	142	1,506	1,525	628
	平均審理期間(月)	6.6	8.5	5.0	8.3	8.9	8.8
	うち公判前整理手続期間の平均(月)	2.9	5.9	2.8	5.4	6.4	6.6
	うち公判前整理手続以外に要した期間の平均(月)	3.7	2.6	2.2	2.9	2.5	2.2
自白	判決人員	1,783	2,310	114	970	885	341
	平均審理期間(月)	5.3	7.2	4.8	7.4	7.4	7.1
	うち公判前整理手続期間の平均(月)	2.4	4.7	2.8	4.6	5.0	5.0
	うち公判前整理手続以外に要した期間の平均(月)	2.9	2.5	2.0	2.8	2.4	2.1
否認	判決人員	1,297	1,491	28	536	640	287
	平均審理期間(月)	8.3	10.4	5.6	9.8	10.9	10.9
	うち公判前整理手続期間の平均(月)	3.7	7.7	3.1	6.8	8.3	8.6
	うち公判前整理手続以外に要した期間の平均(月)	4.6	2.7	2.5	3.0	2.6	2.3

(注)1 審理期間とは、起訴から終局までの期間であり、公判準備期間を含む。

2 裁判官裁判は、公判前整理手続に付された裁判員裁判対象罪名の事件のうち、有罪(一部無罪を含む。)及び無罪人員を基に算出した。

【表6】 平均審理期間、平均実審理期間、平均開廷回数及び平均開廷間隔の比較(自白否認別)

	裁判官裁判 (平成15年 ～ 平成17年)	裁判員裁判					
		累計	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年 (5月末)	
総数	判決人員	9,199	3,801	142	1,506	1,525	628
	平均審理期間(月)	8.4	8.5	5.0	8.3	8.9	8.8
	平均実審理期間(月)	6.5	0.2 (5.7)	0.1 (3.7)	0.2 (4.9)	0.2 (6.2)	0.2 (7.1)
	平均開廷回数(回)	5.9	4.0	3.3	3.8	4.1	4.5
	平均開廷間隔(月)	1.3					
自白	判決人員	6,132	2,310	114	970	885	341
	平均審理期間(月)	6.3	7.2	4.8	7.4	7.4	7.1
	平均実審理期間(月)	4.3	0.1 (4.3)	0.1 (3.5)	0.1 (4.0)	0.2 (4.5)	0.2 (4.7)
	平均開廷回数(回)	4.1	3.5	3.2	3.5	3.6	3.6
	平均開廷間隔(月)	1.4					
否認	判決人員	3,067	1,491	28	536	640	287
	平均審理期間(月)	12.8	10.4	5.6	9.8	10.9	10.9
	平均実審理期間(月)	10.8	0.3 (8.0)	0.2 (4.7)	0.2 (6.6)	0.3 (8.5)	0.3 (9.9)
	平均開廷回数(回)	9.4	4.9	3.7	4.4	4.9	5.5
	平均開廷間隔(月)	1.3					

(注)1 審理期間とは、起訴から終局までの期間であり、公判準備期間を含む。

2 実審理期間とは、第1回公判期日から終局までの期間であり、公判準備期間を含まない。最長のものは95日であり、最短のものは2日である。

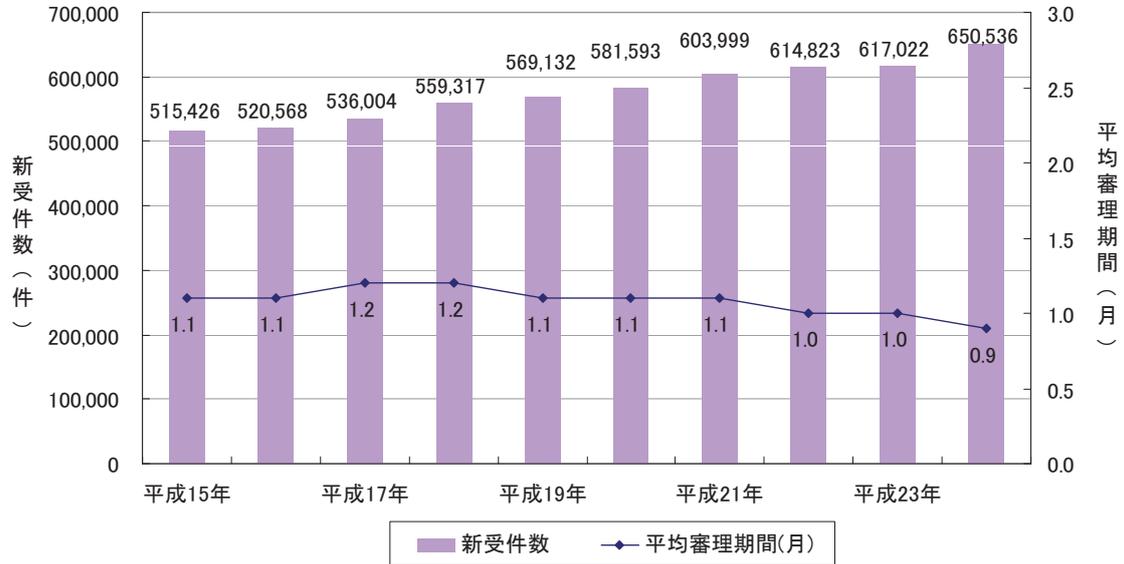
3 裁判員裁判の平均実審理期間の()は、日数の平均である。

4 裁判官裁判は、裁判員裁判対象罪名の事件のうち、有罪(一部無罪を含む。)及び無罪人員を基に算出した。

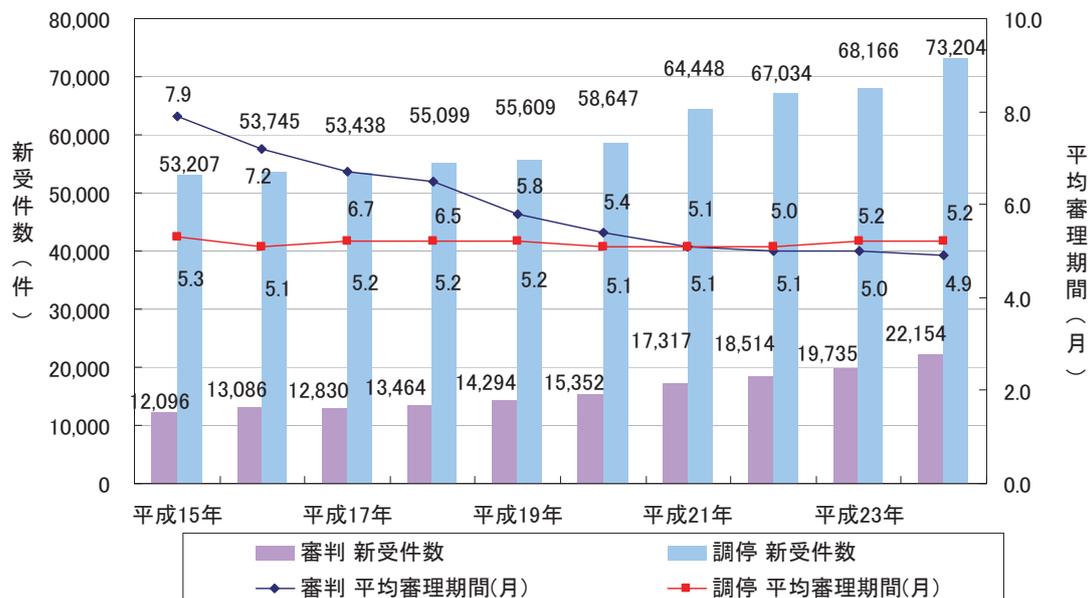
5 平成17年に終局した裁判員裁判対象罪名の事件のうち、公判前整理手続に付されたものはない。

家事事件の概況

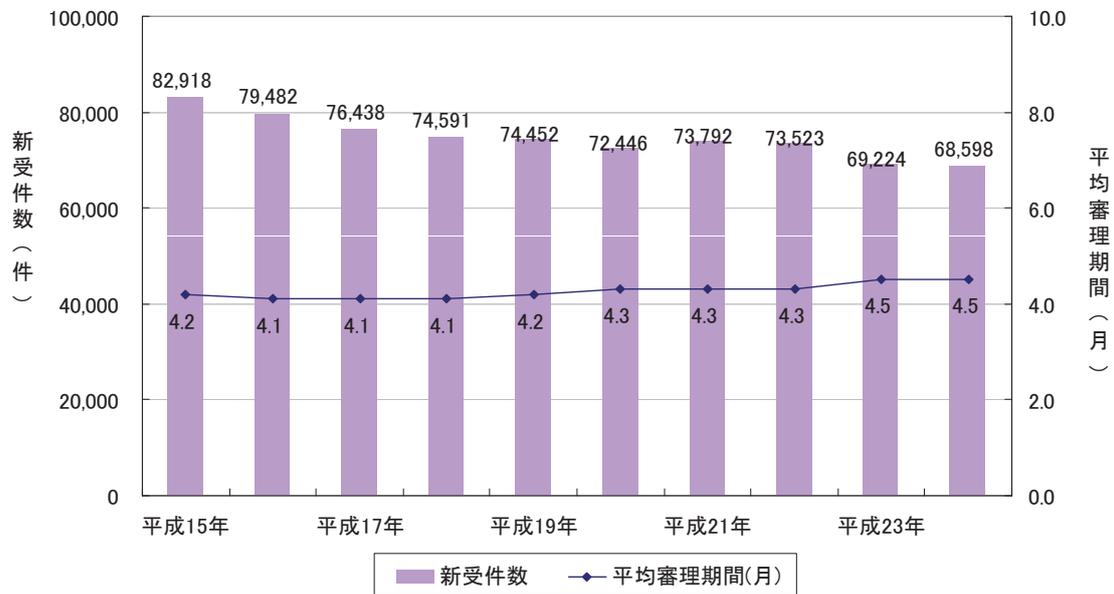
【図1】 新受件数及び平均審理期間の推移(甲類審判事件)



【図2】 新受件数及び平均審理期間の推移(乙類事件)



【図3】 新受件数及び平均審理期間の推移（乙類以外の調停事件）



【表4】 家事事件の審理期間別の事件数及び事件割合

事件の種類	甲類 審判事件	乙類 審判事件	乙類 調停事件	乙類以外の 調停事件
6月以内	642,237 98.9%	16,331 76.4%	52,782 74.0%	54,297 79.3%
6月超 1年以内	5,503 0.8%	3,331 15.6%	13,395 18.8%	11,864 17.3%
1年超 2年以内	1,283 0.2%	1,311 6.1%	4,394 6.2%	2,136 3.1%
2年を超える	176 0.03%	412 1.9%	781 1.1%	155 0.2%

【図5】 新受件数(審判+調停)及び平均審理期間の推移(遺産分割事件)



※ 新受件数は、審判事件及び調停事件のいずれかとして係属したものを合計した件数であり、調停不成立により審判事件として係属した事件や、審判申立て後に調停に付して調停事件として係属した事件を含む。

【図6】 新受件数(審判+調停)及び平均審理期間の推移(婚姻関係事件)



※ 新受件数は、審判事件及び調停事件のいずれかとして係属したものを合計した件数であり、調停不成立により審判事件として係属した事件や、審判申立て後に調停に付して調停事件として係属した事件を含む。